

令和元年 1 1 月 2 0 日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和元年度北塩原村農業委員会総会（令和元年１１月定例会） 議事録

１．開催日時

令和元年１１月２０日（水）午後１時３０分～２時２４分

２．開催場所

北塩原村役場集会室１・２

３．出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	７	星 源 嗣	出
会長職務代理者	６	遠 藤 俊 一	出
農業委員	１	伊 藤 義 人	出
〃	２	中 川 博 之	出
〃	３	岩 田 多 吉	出
〃	４	二 瓶 睦 夫	出
〃	５	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	欠
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	出
〃	—	安 部 嘉 久	出
〃	—	齋 藤 隆 男	出
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員７名 在任委員（７名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員６名中５名出席。

４．欠席委員

推進委員 奥川 維之委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

- ・農地法第18条の規定による合意解約について

第5 協議事項

- ・令和元年度農業者年金加入推進（案）について

第6 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1～2番 賃借権設定

第7 その他

- ・北塩原村農業委員会視察研修について

- ・農業委員会組織による「令和元年台風第19号等災害義援金」の募集について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局主任主査 渡 部 達 也

事務局主査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和元年度北塩原村農業委員会定例総会11月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利

用最適化推進委員6名中5名にも出席いただいております。なお、推進委員の奥川維之委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、3番、岩田多吉委員、4番、二瓶睦夫委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。9月10月と総会が休会だったため、3ヶ月分の報告となります。

1番、8月30日、令和元年度会津若松地方農業委員会連合会行政調査、新潟市の「農事組合法人濁川生産組合」等の視察研修会が実施されまして、会長が出席しております。2番、9月9日、令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会がアピオスペースで開催されまして、農業委員5名、推進委員4名、事務局が出席しております。3～7番、9月10日～18日の間で、令和元年度利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査に係る現地調査を、各地区に分かれて実施いたしました。委員の皆さんにはそれぞれ事前調査を含め、ご協力いただきましてありがとうございました。なお、調査結果につきましては、現在集計作業中ですので、来月以降の総会でご報告させていただきたいと思います。調査に使用した図面を本日お持ちの委員さんは総会終了後に、事務局まで提出をお願いいたします。8番、11月15日、令和元年度福島県下農業委員会大会が福島市のパルセいいざかで開催されまして、農業委員5名、推進委員4名、事務局が出席しております。9番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会11月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、11月27日、令和元年度農業者年金加入推進セミナーが東京都港区のメルパルクホールで開催され、会長が出席いたします。2番、翌日の1

1月28日、本県選出国會議員への要請集会が東京都千代田区にあります弘済会館で開催され、会長が出席いたします。3番、同日となりますが、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会が、東京都港区のメルパルクホールで開催され、会長が出席いたします。4番、12月2日、令和元年度福島県農地中間管理事業推進研修会が福島県農業総合センターで開催されますので、事務局が出席いたします。5番、12月20日、北塩原村農業委員会総会12月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告並びに今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。農地法第18条の規定による合意解約について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから6ページになります。報告事項、農地法第18条の規定による合意解約について説明いたします。今回は2件ございます。まずは、提出議案の3ページと4ページをご覧ください。こちらの件については、平成27年1月20日に開催された農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について承認され、同月21日付けで公告した件でございます。貸し手は北山字〇〇の〇〇〇さん。借り手は北山字〇〇の〇〇〇さん。利用権（賃借権）の合意による一部解約となります。現在、3筆の田んぼの賃借権を設定しておりますが、今回はそのうちの2筆のみの解約となります。解約に至った理由としましては、この2筆の田んぼの水捌けが非常に悪く、耕作するのが厳しい状況であるため、貸し手・借り手双方で話し合いが行われ合意がなされたので、今回解約をするということでございます。なお、解約された農地につきましては、現在のところはまだどうするか決まってははいないそうですが、この2筆の田んぼのちょうど下の田んぼからうまく水を流せば、少しは水捌けもよくなるかもしれないとのことで、その田んぼの所有者である〇〇〇さんに作付け等お願いできないか話をしてみたいとのことでございました。もしかしたら農業委員会の方に今後、あっせんの依頼がくるかもしれませんので、その際はご協力お願いいたします。続きまして、提出議案の5ページと6ページをお開きください。こちらにつきましても、同じく平成27年1月20日に開催された農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について承認され、同月21日付けで公告

された件でございます。貸し手は北山字〇〇の〇〇〇さん。借り手は同じく〇〇〇さん。利用権（賃借権）の合意による全部解約となります。解約に至った理由としましては、会津山塩企業組合に行く道路ができて、面積が減るなどしたため、貸し手・借り手双方で話し合いが行われ合意がなされたので、今回解約をするということでございます。なお、解約された農地につきましては、今後、所有者の方で管理していくとのことでもございました。以上、農地法第18条の規定による合意解約について朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で農地法第18条の規定による合意解約について終了いたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和元年度農業者年金加入推進（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページから9ページになります。協議事項、令和元年度農業者年金加入推進（案）について、説明いたします。こちらにつきましては、農業者年金基金が目標として掲げております、農業者年金『加入者累計13万人早期達成3カ年運動』の目標達成に向けた取り組みについて、協議を行うものでございます。それでは、提出議案の8ページをご覧ください。令和元年度農業者年金加入推進方法（案）について説明いたします。1、目的でございますが、農業者年金基金は5年ごとに中期計画を策定し加入推進に取り組んでおります。現在は、中期計画に位置づけた前期運動として「加入者累計13万人早期達成3カ年運動」が策定されておりまして、今年度は2年目の中間年度にあたります。中期計画の前期分においては、新規加入者の年間目標を3,800人と設定されまして、さらにその中でも、20歳から39歳の若い農業者の年間目標を2,800人とすると明記されました。なお、当村におきましては、年間の新規加入者1名という目標が設定されております。村内の農業者が少しでも安定した老後の生活を送るためには農業者年金の加入も重要でございますので、多くの農業者へ制度の説明が行えるよう、推進活動と加入に向けた取り組みを実施いたします。なお、昨年度も1名の新規加入の目標が設定されておりましたが、実績としましては残念ながら新規加入者を確保することはできませんでした。加入対象者が非常に少ない中、厳しい状況ではございますが、1人でも多く加入していただけるよう、推進活動を実施していただきたいと思います。続きまして、2、加入対象者につきましては、提出議案の9ページに一覧を載せております。このリストの抽出者は、国民年金第1号被保険者で農業従事日数が60日以

上の方をリストアップしております。ここで、委員の皆さんにお願いしたいのですが、農業委員会委員選挙人名簿の登載申請が廃止されたことに伴いまして、事務局の方では把握できていない対象者も何名かいらっしゃるのではないかと考えております。どこの息子さんが帰ってきて農業を手伝っているですか、または誰々が会社を退職して農業をやっているなど、この人も該当するのではないかとという情報は委員の皆さんの方が詳しいと思います。この台帳に載っていない対象者がいらっしゃいましたらその都度、ご連絡をお願いいたします。また、各委員の担当地区がございますが、地区によっては対象者がほとんどいないという地区もございますので、農業者年金の加入推進については、担当地区に拘らず、農業委員・推進委員の皆さんで協力して、まずは1人の新規加入者確保に向けて推進活動に取り組んでいただければと思います。昨年も申し上げましたが、特に4番の〇〇〇さんなど若い農業者は、ご本人だけではなく、親も交えてお話いただいた方がスムーズだったというような事例もあるようです。〇〇〇さんのところは、親の〇〇〇さんが農業者年金の被保険者であるということもあり、農業者年金に理解があると思われますので、是非とも加入推進をお願いしたいと思います。では、8ページにお戻りください。3、加入推進体制としましては、農業委員・農地利用最適化推進委員全員で行います。4、加入推進強化月間といたしまして、11月から2月までの4ヶ月間を強化月間として設け、推進活動に力を入れていただきたいと思います。5、推進方法としましては、本日お配りしている資料や、これまでの農業委員・推進委員研修会等で配付された資料をご自宅の方で、今一度お開きいただいて、制度等についてご確認いただきたいと思います。また、1年目に配布しております「農業者年金加入推進セット」も引き続き活用してください。加入者普及に向けて、ご加入いただいた方などへの粗品も準備しておりますので、こちらもご活用願います。本日、粗品の方は皆さんにお一つずつお配りしておりますが、加入推進の状況により、足りない場合は事務局までご連絡ください。資料や粗品を活用していただきながら、個別訪問に取り組み、これまでの旧農業者年金との違いである財政破綻がないことや新農業者年金におけるメリット等について、説明に力を入れていただきたいと思います。続きまして、6、説明する内容としまして、①新農業者年金制度の説明等についてですが、20歳以上60歳未満の、年間60日以上農業に従事する方で、国民年金の第1号被保険者の方ならどなたでも加入することができること。なお、この年間60日以上というのは、自己申告となります。保険料の額は、月額2万円～6万7千円まで千円単位で自由に設定でき、経営状況に合わせていつでも変更できること。終身年金のため生涯受給ができること。()の80歳までの保証があるというのは、80歳まで年金がもらえるという意味ではなく、仮に80歳になる前に亡くなった場合は、死亡した翌月から80歳到達月まで受け取れるはずであった額が死亡一時金として遺族に支給されるという保証がついているということでございます。続いて、支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象となるため、節税効果があること。また、要件を満たせば国の助成が受けられることなどを中心に説明願います。②年金額の試算については、納付した保険料と運用益

を足した額に年金原価率をわって算定をすることができます。基金のホームページで簡単に年金額のシミュレーションができますので、そのことも一緒にご説明いただければと思います。また、本日お配りしている「農業者年金と加入推進」というピンク色の冊子の8ページと9ページにも受給見込額が載っておりますので、こちらも参考にしてください。続きまして③加入したいという方がいた場合は、農業者年金の加入申込書と国民年金の付加保険料届出書の提出が必須となります。国民年金付加保険料については、月額400円納付することとなりますが、メリットとしましては、2年以上の年金の受給で、納付した保険料の元が取れるので、大変お徳なものとなります。④農業者の意見や意思などを個別訪問により確認した際に、各自、記録いただき活動状況を残していただきたいと思います。繰り返しになりますが、農業者年金の加入推進にあたっては、担当地区に拘らずに、農業委員・推進委員の皆さんで互いに協力し合ってください、まずは1人の新規加入者確保に向けて推進活動に取り組んでいただければと思います。中には1人で戸別訪問などをするのが不安だという委員さんもいらっしゃると思います。その場合は、近くの委員さんや加入推進部長でもあります、会長に声をかけていただいて、2人体制で戸別訪問を実施してみるのもいいのかなと思います。対象者が非常に少ない中、さらにその対象者も年々減っているという大変厳しい状況ではございますが、農業者年金の加入推進は農業委員会の業務の1つでございますので、ご協力よろしくお願いいたします。上記のとおり提出いたします。令和元年11月20日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で令和元年度農業者年金加入推進（案）についての朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。以上で、令和元年度農業者年金加入推進について終了するとともに、協議内容の通り加入推進を実施することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は2件ございます。それでは、議案第1号の番号

1 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。こちらは再設定となります。番号1番、1、申請当事者について利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇129番、地目は田、面積2,976㎡、北山字〇〇34番、地目は田、面積1,531㎡、北山字〇〇30番1、地目は田、面積890㎡、北山字〇〇4373番1、地目は田、面積1,450㎡、の4筆、面積の合計は6,847㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和元年12月1日から令和10年11月30日までの9年間。賃借料の額は年額で123,246円。1反当たりになおしますと18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、11ページから15ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。11月14日、双方のところへ行って話を伺ってきました。今回は再設定ということもあり、内容等に何の問題もないと思いますので許可相当といたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の16ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。こちらについては、再設定となります。番号2番、1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇51番、地目は田、面積4,114㎡、同じく〇〇102番3、地目は田、面積1,508㎡、の2筆、面積の合計は5,622㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和元年12月1日から令和11年11月30日までの10年間。賃借料の額は年額で101,196円。1反当たりになおしますと18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、17ページから19ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和元年11月20日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読並びに説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。同じく14日にお話を伺ってきました。こちらも再設定で、申請内容にも特に問題もないようでしたので、許可相当といたしました。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号２番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号２番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、事務局より２点ございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(農業委員会組織による「令和元年台風第１９号等災害義援金」の募集について)

(北塩原村農業委員会視察研修について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 ３番 _____ (印)

議事録署名委員 ４番 _____ (印)